熊谷市排除基準・除害施設設置基準一覧表

項目		排除基準		特定事業場 排水量㎥/日				その他の事業場 排水量㎥/日			
				50	30	10	0	50	30	10	0
処理困難項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg／L								
	シアン化合物	1以下	mg／L								
	有機燐化合物	1以下	mg／L								
	鉛及びその化合物	0.1以下	mg／L								
	六価クロム化合物	0.5以下	mg／L								
	砒素及びその化合物	0.1以下	mg／L								
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	mg／L								
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg／L								
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	0.003以下	mg／L								
	トリクロロエチレン	0.1以下	mg／L								
	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg／L								
	ジクロロメタン	0.2以下	mg／L								
	四塩化炭素	0.02以下	mg／L								
	１，２－ジクロロエタン	0.04以下	mg／L								
	１，１－ジクロロエチレン	1.0以下	mg／L								
	シス－１，２－ジクロロエチレン	0.4以下	mg／L								
	１，１，１－トリクロロエタン	3以下	mg／L								
	１，１，２－トリクロロエタン	0.06以下	mg／L								
	１，３－ジクロロプロペン	0.02以下	mg／L								
	チウラム	0.06以下	mg／L								
	シマジン	0.03以下	mg／L								
	チオベンカルブ	0.2以下	mg／L								
	ベンゼン	0.1以下	mg／L								
	セレン及びその化合物	0.1以下	mg／L								
	ほう素及びその化合物	10以下	mg／L								
	ふっ素及びその化合物	8以下	mg／L								
	１，４－ジオキサン	0.5以下	mg／L			10					
	フェノール類	5以下	mg／L								
	銅及びその化合物	3以下	mg／L								
	亜鉛及びその化合物	2以下	mg／L								
	鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	mg／L								
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	mg／L								
	クロム及びその化合物	2以下	mg／L								
	ダイオキシン類	10以下	pg-TEQ／L								
処理可能項目	アンモニア性窒素等含有量	380未満	mg／L	50				50			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	mg／L		30	適用除外			30	適用除外	
	浮遊物質量（SS)	600未満	mg／L								
	水素イオン濃度（pH)	5超～9未満									
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5以下	mg／L								
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30以下	mg／L								
	窒素含有量	240未満	mg／L								
	燐含有量	32未満	mg／L								
施設損傷項目	温度	45未満	℃								
	よう素消費量	220未満	mg／L								

（備考）

１　色の濃い部分：排除基準適用範囲(直罰基準)　　色の薄い部分：除害施設設置基準適用範囲

２　フェノール類からクロム及びその化合物に係る直罰基準適用除外排水量は、埼玉県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例による。